

区民の声の公表（令和5年4月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
ジモティと共同のリサイクルについて	喜多見のジモティスポットをなぜ無くすのでしょうか。実験終了後も継続して開設してもらいたいです。用賀に移転することですが、移転により持ち込みできなくなって粗大ごみでまた出すこととなります。	区は、ごみの減量や収集運搬経費削減等の効果を検証することを目的に令和3年10月から(株)ジモティと連携して、喜多見の民間倉庫において新たなリユースの仕組みの実証実験を実施し、当初の予定どおり令和5年3月末をもって実証実験を終了しました。 本実証実験は持続可能な社会の実現に向けてリユースを推進するものとして実績や反響が大きかった事業であったと認識しているとともに、開始当初から多くの方にご利用いただき、近隣にお住まいの皆様等にとって、親しみのある場所となっていたと感じているところです。 こうした成果を受けて、区の普及啓発施設である「エコプラザ用賀」令和5年5月より既存のリユース事業に代え、実証実験で行ってきた仕組みを本格実施します。 いただいたご意見のとおり、広い世田谷区において、まだ使用できるものをごみと扱わずにリユース品として持ち込むことができる場所を利便性のいいところに数多く設置できれば、より一層のごみ減量やリユース文化の醸成に繋がるであろうことは認識しています。一方で、実証実験に伴う賃料や人件費等のコストが増大し、収支の観点で費用対効果に関する大きな課題もあります。喜多見からは離れますが、エコプラザ用賀でのリユース事業も是非ともご利用いただき、廃棄物やリサイクルの啓発等を行っているイベント等にも目を向けていただけると幸いです。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和5年4月5日	<a href="#">エコプラザ用賀・リサイクル千歳台(区HP)</a>
窓口での印鑑登録証明書の取得について	印鑑証明や戸籍謄本、住民票の取得でお伺いしました。当日にコンビニから取れるシステムがダウンしたとかで、窓口は大混雑。さらに、窓口ではマイナンバーカードだけでは取れず、印鑑登録証も必要と言われて非常に困りました。マイナンバーカードを持っているのに、窓口で印鑑証明書を取るときには、さらに印鑑登録証も必要となるしくみは、何か理由があるのか教えていただきたいし、もしないのであれば煩雑なので変更していただきたいです。	印鑑登録証明書の申請の際、印鑑登録証の提示が必要である理由としましては、世田谷区印鑑条例第18条印鑑登録証明書の申請にて、「印鑑登録証を提示して、規則で定める書類により区長にその旨を申請しなければならぬ」とされているためです。また、国が別途定めている印鑑登録証明事務処理要領におきましても、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものであることが記載されております。ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただけますと幸いです。	地域行政部 住民記録・戸籍課	電話 03-5432-2236 FAX 03-5432-3077	令和5年4月7日	<a href="#">印鑑登録証明書の交付(区HP)</a>
PTA活動の廃止もしくは活動内容見直しについて	PTA活動の廃止もしくは活動内容の見直しを以下理由により即刻対応を希望します。  1、共働きが多い昨今に平日にも活動を求める事は時代錯誤甚だしい 2、活動において複数の委員や係が設けられているが、それぞれの活動目的や実施効果が明らかでないものも多い。それらに対して丁寧な説明がない中、半ば強制参加であり参加に対する納得感は著しく低い。 3、仮に活動意義のある活動であったとして、業者による代替など選択肢がある  以下は上記踏まえた提言です。 1、交通安全確保など最低限の活動に絞る。 2、各活動に賛同する者だけで実施する。 3、お金で解決する(業者に委託する)	PTAは児童・生徒の保護者と教職員からなる任意団体です。その活動は、各校PTAの規約に則り、活動内容のあり方を会員(保護者・教職員)が決定します。このため、教育委員会は各校PTAの自主性・自立性を尊重し、直接指示・監督する立場にはありません。 しかしながら、昨今同様のご意見を多くいただいています。教育委員会は、各校PTAの活動が、会員の多様な状況を踏まえた活動となるように、会員同士の配慮は大切なものであると認識しています。 そこで、教育委員会として、各校PTAが会員の状況に配慮しながら、会員が参加しやすい活動となるよう、様々な機会を捉え、改めて各PTA連合体に会員の皆様から教育委員会に寄せられたご意見を伝えていきます。 加えて、外部委託の状況など特色ある取り組み内容や事例を収集・紹介し、会員の負担軽減を図る一方、PTAが会員を取り巻く現状に沿ったあるべき姿をめざせるよう、PTA連合体に助言・支援をしていきます。	教育政策・生涯学習部 生涯学習課	電話 03-3429-4256 FAX 03-3429-4267	令和5年4月10日	
二子玉川駅の道路に面している喫煙所について	煙が道路側にも流れない様にしてほしいです。バイクで喫煙所の横を通って行く際に、車道側は柵だけで煙が流れて来ていました。可能であれば喫煙所だけでも四方を壁で囲って外に流れない様にして下さい。	いただきましたご意見を参考に、喫煙場所の設置位置や喫煙場所の形態等については、喫煙をされない方への影響等を十分に考慮して引き続き検討をしていきます。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和5年4月11日	<a href="#">世田谷区指定喫煙場所について(区HP)</a>
医療用ウィッグの助成金について	医療用ウィッグを装着しております。自治体によっては助成金が出るらしいのですが、世田谷区ではその助成金が出ません。女性や子どもが住みやすいと、とても人気の区なのに、この対応でがっかりしています。思いのほか治療費など費用が掛かり、せめて助成金があればと思っています。将来は助成金が支給されるよう進めていただくことはできないでしょうか。	ウィッグの助成に関する助成制度として、当区では、がん治療による外見の変化に悩む区民の方々への支援のため、ウィッグ等の購入費用等の助成制度の創設に向け、検討を行っているところです。学識経験者等の意見を伺いながら、検討を進めているところであり、これらの新しい制度を設置した際には、広く区民のみなさまに周知してまいります。	世田谷保健所 健康企画課	電話 03-5432-2447 FAX 03-5432-3022	令和5年4月11日	
夜間の放置自転車について	コロナ対策が緩和されて、街には賑わいが戻り良かったと思いますが、私の住む地域では、夜はお酒を出される飲食店前の歩道に、ほぼ毎晩、1件のお店ごとに3~4台の自転車が駐輪されており、歩行に支障が出ることもしばしばです。また、自転車とはいえ、飲酒をした状態で運転すれば「道路交通法違反」でもあります。夜間は「放置自転車の撤去がない」のをいいことに無法をされ続けるのは、どうかと思います。警察と連携して、対策がされることを切に願います。	ご連絡いただきました駅周辺など放置自転車等禁止区域外の道路上の放置自転車につきましては、現地を確認しまして、撤去の警告札を貼付し、それから警告札が貼付された状態で放置が解消されないようであれば3日後に撤去する対応をします。また、自転車の飲酒運転の取り締まりにつきましては警察の対応となりますので、区より世田谷警察署へお伝えいたします。放置自転車のない安全・安心なまちづくりに努めてまいります。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7968 FAX 03-6432-7996	令和5年4月11日	<a href="#">放置自転車等に関するお問い合わせ先(区HP)</a>

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
道路上や電柱等にある違法広告物	先日カラーコーンの広告物が道路上に倒れて通行の妨げになっていました。道路上に置かれているカラーコーンや電柱・標識等に貼られている主に不動産の違法広告の撤去を積極的に行ってほしいです。行政として撤去または設置者への注意・警告をご検討ください。	ご指摘いただきました不動産業者によって道路上に掲出された広告は、東京都屋外広告物条例に違反するものです。 区では職員や委託事業者によるパトロールを行い、通報等には迅速に対応し、違反広告物の撤去に努めています。また、町会・自治会・商店会や不動産業界団体等のボランティアで構成されている違反広告物除却協力員により、随時撤去も行っています。  このような不動産業者に対しては、広告物に記載された連絡先等をもとに不法行為として指導を行っております。  また、区のおしらせ「せたがや」等により、道路の適正使用について広報を行いながら、業界団体へ働きかけて、啓発活動に努めております。 地道な取り組みではありますが、業者にはこのような違法広告は効果がないことを知らしめ、区民の方々にはこのような業者から購入すべきではないという認識を持ってもらえるよう、今後とも違反広告物の撤去や啓発に取り組んでまいります。	土木部 土木計画調整課	電話 03-6432-7958 FAX 03-6432-7993	令和5年4月12日	<a href="#">公共の道路に許可なく物を置いてはいけません(区HP)</a>
ほっとスクールでもすぐーが使用できるようにしてください	区内に三ヶ所ある適応指導教室のほっとスクールですが、すぐーのアカウントが付与されておらず、月々のお知らせなどを郵送で発信いただいている状況です。 郵送が必要な方は続けた方が良くと思うのですが、関係者の負担軽減という意味でも、SDGsの観点でも、区として共通で区立学校に所属してる子の保護者が利用しているツールでもあるので、契約や運用を変更してほっとスクールでも使用できるようにしていただけないでしょうか。学校と違い郵送料もかかっています。	世田谷区では、区立幼稚園の園児及び区立小・中学校の児童・生徒の保護者を対象とした緊急連絡情報配信サービス「すぐー」を提供しています。 「すぐー」には登録者に情報を一斉連絡する機能がありますが、区立幼稚園の園児及び区立小・中学校の児童・生徒一人ひとりに異なる「こどもID」を設定し、当該IDを「すぐーアプリ」に登録した保護者を対象に情報配信する運用としています。対象者を限定し、セキュリティにも配慮した情報配信を行うため、その他の各種施設利用者は登録対象外としています。  ほっとスクールからの情報提供のあり方については、今後、教育委員会内で検討を進めていきます。	(すぐーについて) 教育総合センター 教育研究・ICT推進課  (ほっとスクールについて) 教育総合センター 教育相談課	電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534  電話 03-6453-1511 FAX 03-6453-1534	令和5年4月14日	
女子専用トイレを廃止しないでください	東京23区内で女子専用トイレを作らない動きに恐怖を感じます。 犯罪を引き起こしやすくなるリスクしか感じません。 LGBTQへの配慮が必要なのはわかりますが、女性が安心して使える女子専用トイレは死守してください。 男女別トイレを維持した上で性別障害有無などいろいろなバリアフリーの誰でも使えるトイレを作ってください。 どうか世田谷区が女性や子どもを犯罪から守るトイレを維持してください。	世田谷区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現を目指し、性的マイノリティへの支援のほか、さまざまな施策を実施しています。 お問い合わせのありました、女子専用トイレを作らないといった議論・検討は、現時点では、なされておられません。 世田谷区としましては、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会の構築を目指してまいります。	生活文化政策部 人権・男女共同参画課	電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710	令和5年4月17日	
ふじみ荘の代替施設について	ふじみ荘の代替施設として、生活困窮者が具合が悪くなった時に使えるお風呂・食堂・見守り人が備わっている施設を作っていたらとありがたいです。 介護保険ではお風呂だけでも受け入れてくれる所が見つかりません。また、近くにない場合は送迎もあると助かります。	世田谷区立老人保養ホームふじみ荘の閉館に伴い、ご不便をおかけしており申し訳ございません。 ふじみ荘をご利用されていた皆様には、浴室、大広間、食堂機能等を備えた区内の類似施設として、千歳温水プール(船橋7-9-1 電話3789-3911)のほか、浴室等がある大蔵第二運動場(大蔵4-7-1、電話3416-1212)をご案内しています。 詳細は各施設にお問い合わせいただきますようお願いいたします。	生活文化政策部 市民活動推進課	電話 03-6304-3176 FAX 03-6304-3597	令和5年4月18日	
電子書籍サービスで予約確保連絡が出来ない件について	電子書籍サービスで予約して確保されても連絡が来ないので、自分で毎日確認する必要があって面倒です。 確認を忘れて、確保されてから何日も経っていたということもありました。 取り置き期間が1週間なのでギリギリまで気付かなかった場合、貸出期間2週間と合わせて最大3週間と予約数が多い本の場合は、回転が悪くなってしまう。 図書館のように電話やメールで確保の連絡をしてもらえると便利だと思います。 電話は難しいと思うので、メールだけでも連絡してもらえないでしょうか。	「電子書籍サービス利用案内」でご案内しているとおおり、現在、予約確保の連絡につきましては、予約確保連絡はなく、「世田谷区電子書籍サービス」サイトの「マイページ」で適宜ご確認いただくことになっております。 メールによる通知を行うためには、システム改修が必要となるため、現状での対応は、難しい状況です。 ご不便をおかけいたしますが、「世田谷区電子書籍サービス」サイトのマイページでの確認をお願いいたします。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和5年4月18日	
3歳児健診等の開催曜日と時間について	3歳児健診の開催日時が平日の昼過ぎとなっていますが、予定を合わせる事が難しく受診する事ができません。土日、また平日でも午前中や夕方など仕事をしている保護者が対応しやすい曜日、時間帯での開催を希望します。また現状の時間帯も昼寝の時間にかかる為、子どもの体調管理上も良くありません。 窓口の方の話を聞き限り、関係者の事情で決められており、区民である子どもや保護者の事情は考慮されてないように思われます。区の事情でなく区民の事を考えた区政を望みます。	世田谷区では、3歳児健診の診察を地域の医師会・歯科医師会の経験豊富な医師等にご協力を依頼し、輪番でご担当いただいております。 そのため、3歳児健診の受付時間及び実施時間については、各医師・歯科医師のクリニックの診療時間にできるだけ差し障りのないよう考慮して設定しています。  お仕事をされている保護者様の勤務時間やお子様のお昼寝の時間と重なり、ご不便をおかけして申し訳ございません。 これまでも、3歳児健診の開催方法については、開催曜日や実施時間に関する様々なご意見をいただいているため、今回の貴重なご意見も踏まえて、地域の医師会・歯科医師会とも相談しながら、多くの方にご満足いただける3歳児健診の実施に取り組んでまいります。	玉川総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	電話 03-3702-1948 FAX 03-3705-9203	令和5年4月19日	<a href="#">乳幼児の健康診査・予防接種のスケジュール(区HP)</a>

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
不登校児への対応について	息子が現在不登校です。ほっとスクールには申し込みました。できれば不登校児を受け入れる「ねいろ」に入れたらと思いましたが、すでに昨年度に新2・3年生は受付が終了してしまいました。不登校児は学業も遅れがちです。特に中学生では、ほっとスクールでのフォローより、「ねいろ」のように教師がそばにいて振り返りをしてくれる体制の方が重要なのではないかと思います。今、コロナの影響もあり、不登校児が増えているようですが、この広い世田谷区で不登校児を受け入れる学校が「ねいろ」だけでは少なすぎるのではないのでしょうか。またほっとスクールも3つしかないのも少なすぎる気がします。もう少し自宅から近いところにあつたらと思います。現在ほっとスクールへの問い合わせも多くなっていると聞きました。ほっとスクールにも入れない子ども達はどうすればいいのでしょうか。対応を考えていただきたいと思います。	不登校児童・生徒は全国的に増加しており、世田谷区においても依然として増加傾向にあり、不登校の児童・生徒とご家族のニーズを捉えた課題解決は急務であると認識しています。区では、令和4年4月に、不登校児童・生徒に対する新たな支援の場として、不登校特例校分教室「ねいろ」を開設するとともに、「ほっとスクール城山」の定員を拡充するなど、不登校支援の取り組みを進めてきました。しかしながら、ご指摘のとおり、施設面の制約等により入室のご希望に沿えていない児童・生徒がいる状況です。そのような状況を鑑み、昨年度においては、区立小学校の不登校の状況にある2年生から6年生の児童及び区立中学校の全生徒、保護者の方を対象にニーズ調査を実施し、現在、皆様の状況やご意見、ご要望等をもとに、今後の不登校施策の取り組み等について検討を行うとともに、オンラインを活用した居場所提供や学習支援の検討を行っていく等、新たな支援体制の構築を進めています。今後も学校や関係機関と連携し、不登校施策の充実等に取り組んでいきます。	教育総合センター 教育相談課	電話 03-6453-1511 FAX 03-6453-1534	令和5年4月19日	<a href="#">不登校の子どもへの支援(区HP)</a>
ごみ収集について	ごみの収集が4月から変更になり、午後回収になったのですが、相変わらず8時に玄関先に出すようにHPで告知されています。以前は8時に出して午前中の回収だったので問題はなかったのですが、朝出して半日外に置きっぱなしというのは、これからの季節に臭い、カラス対策等、問題が多いかと思えます。1週間の内、生ごみは2回収収ですので、その間は街の景観も損なわれます。これからカラスのごみ漁りもありますので、大変心配しています。せめて午前・午後回収くらの取り決めはしていただきたいです。そうでなければ、回収までの時間にカラスが散らかしたごみは清掃局の方がその場で清掃していただくことをお願いいたします。	区では資源やごみの排出量に合わせて作業計画を策定しており、1日の作業では運搬車1台あたり5回ないし6回収集し、複数の清掃工場へ搬入しています。基本となる収集ルートはありますが、道路工事などによる交通規制の回避、渋滞や故障などによって運搬車の編成を変更する場合もあり、清掃工場のメンテナンス期間には搬入先の清掃工場を変更するなど、その日の状況に応じて対応しています。地域に応じた収集時間を望まれる声を聞くこともあります。毎日出されるごみの量は一定ではなく、いつもより量が少なく早く作業が進む場合もあります。全域で収集日の朝8時にお出しただけでいることで、臨機応変に対応しながら、全体として効率的に収集、運搬を終わらせることが出来ており、引き続きご理解とご協力をお願いします。集積所に関しましては、地域の皆様に管理いただいていることで、毎日家庭から出される資源、ごみを円滑に収集することにつながり、本当に感謝しています。ご懸念されているカラス被害に関しましては、蓋付の容器を使用することや、袋で出される場合は、食品類を紙で包むことでカラス被害を防止することができます。区では、カラス被害を最小限にするための防鳥ネットの使い方や効果的なごみの出し方などを、区の広報紙やごみ収集カレンダーなどで区民の皆様と呼びかけています。	清掃・リサイクル部 世田谷清掃事務所	電話 03-3425-3111 FAX 03-3425-8381	令和5年4月19日	
図書館の電源席拡充	中央図書館の電源席が12席しかなく、開館と同時に確保できないため、拡充をお願いしたいです。  wifiと全席PC使用は大変ありがたいですが、電源席でないと長時間勉強ができないため、実質的に利用できる席が少ない状況です。また通常の閲覧席と比して座席間隔が近すぎて、勉強しにくいです。午後は確実に席がないため、朝一で来館できないと、勉強する場所がなく困っています。  これから、気温が上がり、学生の試験期間や夏休みなどもあり、電気代高騰も鑑みると、利用者の増加も予想されます。	ご指摘のとおり、閲覧席でご利用いただけるパソコン等の電源については設置数が少なく、利用者のみなさまにご不便をおかけしていることとお詫びします。中央図書館では、7月を目標に自然科学フロアーの閲覧席に電源を設置し、電源が利用できる閲覧席を42席増やす予定です。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和5年4月19日	
三軒茶屋駅前の屋外喫煙所	副流煙などの健康被害があるにも関わらず、屋外の野ざらしで禁煙所がある理由が分かりません。子どもも頻繁に通る路上に面しているので今すぐにでも廃止にして欲しいです。	三軒茶屋駅周辺においては、歩きタバコやたばこのポイ捨てが多く見受けられ、歩きタバコの火が子どもに特に危険であることや、ポイ捨てを削減してまちの環境美化を促進することを目的として、喫煙場所を設置しています。たばこの煙やにおいが漏れにくいコンテナ型喫煙場所の設置や他の場所への移設を検討していますが、喫煙場所の設置や移設には地権者や近隣にお住まいの方々のご理解とご協力が不可欠です。また、建築基準法等の各法令を遵守する必要があるため、難しい面もございますが、関係機関と協議の上、引き続き取り組んでいきます。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和5年4月19日	<a href="#">世田谷区指定喫煙場所について(区HP)</a>
SNSなどweb上の画像のディスプレイ消滅のお願い	ダイバーシティに積極的に取り組む世田谷区政だからこそ、SNSなどweb上の画像に代替テキスト(ALT属性)をつけて欲しいです。  視力や色覚などの視覚に障壁のある方や、インターネットに通信制限がある方、音声読み上げが必要な方など、画像が見られない人たちのために、お願いします。  自身は区の情報を主にTwitterで取り入れています。良いと思った区政や取り組み、イベントなど、ALT属性がついていないことが多く、拡散しづらいことが多々あります。福祉やダイバーシティなどに関する投稿は、特にです。	区では迅速に幅広く情報を発信することを目的として、Twitterをはじめとする各種SNSを活用していますが、投稿できる文字数による制限等もあり、詳しく正確に情報をお伝えすることが難しい面もあります。そのため、各種SNSではホームページで区政情報をご覧いただけるよう誘導しています。なお、各種SNSで配信している画像や写真については、視認性を高めるための補助的な役割として考えており、重要な内容については文字で情報配信するよう努めています。  なお、区の情報を網羅的に掲載しているホームページにおいて、画像を掲載する際には、代替テキスト設定の徹底を図っているところです。引き続き、誰もが提供される情報や機能を支障なく利用することができるよう、アクセシビリティの観点において、十分に留意して運用してまいります。  いただいたご意見を踏まえ、皆さまがどのようなツールでどう情報を得られているかなど、注意深く情報収集を続け、今後もよりわかりやすく、読み取りやすい情報発信ができるよう努めてまいります。	政策経営部 広報広聴課	電話 03-5432-2008 FAX 03-5432-3001	令和5年4月20日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
育休中の保育園利用について	<p>現在、育休中です。4歳と0歳(生後2ヶ月)2人育てています。4歳の子は普段は保育園に行っています。園から、お迎えは早く来るよう言われ、時間指定されましたが、こちらは世田谷区としての方針なのでしょう。</p> <p>育休中で働いていないとはいえ、遊んでいるわけではありません。日中は、生後2ヶ月の子のお世話しています。上の子が不在だからこそ、下の子に時間をかけて接することが出来ます。生後2ヶ月の子の今日まで積み上げてきた一日の生活スケジュールをまた保育園時間に合わせて調整することになります。ワンオペ育児で2人を同時に相手できるほど、時間も体力も余裕がありません。</p> <p>身近で頼れる場所は、保育園だと思っていましたが、時間指定を受けガッカリしました。</p> <p>育休中働いていないとこんなにも肩身の狭い思いをしなければいけないのですね。各家庭に寄り添った保育を受けることができないとなれば、今後も同じことが繰り返されると思うので、長く子育てするには向いていないと思うので区外を検討せざるを得ない状況です。保育時間について、一方的に告げるのではなく、面談形式で決めるようになると嬉しいです。</p>	<p>保育時間については、入園時の面接の際『保護者の勤務時間』に『通勤時間』を加え、園長と保護者の間で確認の下、決められていることと思います。産休・育休中は、このような勤務や通勤の実態が変わってきますので、保育時間の短縮等あらためて確認を行っています。</p> <p>育児休業中の各ご家庭の状況は様々であり、保育を必要とするケースには、柔軟な対応に務めなければならぬため、お迎え時刻は一律には決められません。是非とも、ご事情を園にご相談いただけますようお願い致します。</p> <p>相談しようとしても園が相談を受け付けない、相談しても一律に固定の時間を押し付ける、というようなことがありましたら保育課から園に確認を行いますので、ご連絡ください。</p> <p>引き続き、保育の質の維持・向上に取り組んでまいります。</p>	子ども・若者部 保育課	区立保育園運営担当 電話 03-6453-4837 FAX 03-6453-4856	令和5年4月21日	
認可保育園の一時預かり要件緩和のお願い	<p>二人の子どもを育てています。</p> <p>夫婦でフルタイムで就業していますが、年長の長男は保育所ではなく預り保育の充実した幼稚園に通っています。</p> <p>家庭の教育方針に合った環境を選択できることを有り難く感じている一方で、度々発生する休園等での息子の預け先に頭を悩ませています。</p> <p>世田谷区でも区立及び私立認可保育園での一時保育の受入はあるようですが、現行の制度では就労要件であったとしても、我が家のように通常別の園で過ごしている子どもが利用することはできないようです。</p> <p>世田谷区でも就労しながら幼稚園を選択するご家庭が増えているのは既にご存知のことと思いますが保育園と比較するとどうしても手薄になってしまう預かり保育に、頭を悩ませている保護者も多いかと思えます。</p> <p>現在の要件を緩和し、もう少し柔軟な運用をすることは難しいでしょうか。</p> <p>今後、少子化が進み定員に余裕の出る保育所も増えてくるかと思えます。区内の保育リソースの適切な運用及び有効活用が望ましいと考えます。</p> <p>また、就労だけでなく様々な理由で一時預かりを必要とするご家庭も多いのではないのでしょうか。</p>	<p>一時預かり事業は、通常ご家庭で育児をされている保護者の方が、一時的に育児が困難となる際にご利用いただける制度として運用しています。</p> <p>現在は、ご指摘のとおり、主に就労要件等が必要となっております。幼稚園にお通いの場合は、就労要件等にあてはまっていれば、幼稚園の預かり保育が園の都合により実施されない期間は、保育園での一時預かり事業を利用することが可能です。</p> <p>区では、令和5年3月に「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」という計画を定め、すべての子育て家庭を支援する施策を推進することいたしました。保育園での一時預かり事業の利用要件については、令和4年4月より一部要件を緩和し、子育て不安や育児疲れ等の理由でもご利用いただけるよう運用しておりますが、今後は要件をさらに緩和し、保育園での理由を問わない一時預かり事業を拡充していくこととし、早期の実施を目指して課題の整理等の検討を進めております。</p> <p>今後も区民の皆様のご意見を踏まえ施策を推進してまいります。</p>	子ども・若者部 保育課	保育計画・再整備担当 電話 03-5432-2448 FAX 03-5432-3018	令和5年4月21日	<a href="#">一時保育(区HP)</a>
けやきネットの電子申請について	<p>①本人確認 団体の情報等は電子で入力できるものの、代表者の本人確認は窓口、郵送等で行わなくてはならないシステムとなっております。これを写真等をアップロードすることで本人確認を済ませるような設計にできないでしょうか。</p> <p>②口座振替登録 口座振替登録も電子申請において紙を出力して金融機関へ承認印をもらって、窓口へ提出となっております。これを電子上で口座振替が完了する仕様にはできないでしょうか。</p>	<p>ご要望いただきました「代表者の本人確認」と、「口座振替登録」の2つの手続きの電子化については、現行のけやきネットが市販のパッケージシステムを基本にしたもので、システムの改修には、個人情報管理や、経費などの課題があると認識しています。</p> <p>現時点ですぐに改修することはできませんが、将来的に皆様により使い易いシステムをご提供できるよう取り組んでまいります。</p>	地域行政部 地域行政課	電話 03-5432-2251 FAX 03-5432-3068	令和5年4月24日	<a href="#">公共施設利用案内システム「けやきネット」</a>
選挙の投票会場における聴覚障害者への配慮について	<p>選挙投票会場で、投票券を差し出して本人かどうかを音声で確認する受付があります。この場にて、聴覚障害者であることがすぐに担当者へ伝わるように、例えば機のそばに「聴覚障害がある方は指さしてください」「声が聞こえない方は指さしてください」などと記載した紙を常時掲示し、それを指さすだけで自分が聴覚障害があり、声で会話ができないことをスムーズに担当者へ伝えられるような配慮が欲しいです。</p>	<p>投票所の受付において「聞こえない方で配慮が必要な方」を係員がスムーズに認識できるようにすることは、誰もが嫌な思いをせず気持ちよく投票をしていただくために必要なことと考えています。</p> <p>投票日当日の投票所では、障害のある方や配慮が必要な方への案内等を行うため、「相談係」という係を設け、コミュニケーションボードや筆談などの対応しているところですが、期日前投票所においては、投票所が狭小であることから「相談係」を設けず、宣誓書記載所に「耳マーク」を表示した表示物を掲示し、必要に応じてコミュニケーションボードや筆談などにより対応しています。また、従事する職員には、事務マニュアルへ聴覚障害者への対応方法を記載し、注意喚起していました。</p> <p>しかしながら、ご指摘のように配慮が必要な方であることがスムーズに認識できるよう、見直しが必要であると考えています。</p> <p>具体的な改善策につきましては、今後、いただいたご意見も参考に障害福祉部門とも相談し、導入できるよう検討していきます。</p>	選挙管理委員会事務局	電話 03-5432-2757 FAX 03-5432-3045	令和5年4月24日	